ジェトロ環境社会配慮ガイドライン(案)

第 部 基本的事項

1. 基本理念

日本貿易振興機構(JETRO、以下「ジェトロ」)は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された独立行政法人であり、貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する機関である。

ジェトロは、その前身である日本貿易振興会が設立されてから既に半世紀を経ようとしている。この間先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり環境問題等成長に伴う解決すべき課題も顕在化してきた。1950 年代から 60 年代にかけて先進国の高度成長期に各国が経験した産業・都市型公害は、アジア NIES、ASEAN 諸国、中国、インド等、開発途上国に成長の波が押し寄せる中で、これら途上国でも深刻な問題となってきた。80 年代後半以降は、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題への対応も人類社会の大きな課題となっている。

こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となっている。例えば政府開発援助(ODA)に関しては、1985 年に OECD の「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、多国間援助機関、主要な二国間援助機関が環境社会配慮ガイドラインの作成と運用を行っており、最近では環境面だけでなく社会面での配慮が重視されるようになってきている。このような動きは今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が制定されている。

また、グローバル化が急速に進行する中で、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)が強く問われる時代となっている。OECD は多国籍企業ガイドライン、国連がグローバル・コンパクトを策定し、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章を CSR の観点から改定した。

ジェトロは 2007 年 4 月より開始された第 2 期中期計画(2007 年 ~ 2010 年)の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」で、時代の要請を受け「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記している。

このような背景から、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて持続可能な社会づくりへ貢献をすることが、公的機関としてのジェトロの責務であるという基本理念をここに明確にする。そのためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実にするべく具体的な責務とその手続きを定めることが必要である。

2. 本ガイドラインの目的

このガイドラインは、ジェトロがその事業を通じ持続可能な社会づくりへ貢献するため、 対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい 方向性を示すことを目的とする。そのため、ジェトロの貿易・投資促進事業については第 部で、案件形成調査事業については第 部で、それぞれ具体的なガイドラインを取り まとめるものとする。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の範囲(スコープ)としては、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全、及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含むものとする。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含むこと、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の 実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法 的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、 このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会(以下、「諮問委員会」)を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業(貿易・投資促進事業及び案件形成調査事業)の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、 電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。 ジェトロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査役(以下、「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

6. ガイドラインの改定について

本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行って、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

7. 用語の定義

「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。

「貿易・投資促進事業」とは、ジェトロの基幹事業である、対日投資の促進、輸出促進や進出日系企業のビジネス環境改善等を通じた中小企業等の支援、開発途上国との貿易取引拡大、及びそれらを効果的に実施するための海外ビジネス、政治・経済情報等の収集、調査・研究、収集・蓄積した情報の発信・提供、日々の貿易投資相談等の「案件形成調査」事業以外の事業のことをいう。

「案件形成調査」とは次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査である。「ジェトロ案件形成調査」とは、ジェトロが経済産業省からの受託事業として実施する案件形成調査のことをいう。具体的には、「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」の3事業で実施される案件形成調査を指す。

「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう¹。

「ステークホルダー」とは、広義にはジェトロ事業に関係を有する、あるいはジェトロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェトロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、ジェトロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を

^{1 『}国際協力用語集』東京:国際開発ジャーナル社、2004年、を参照した。

踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動している NGO を含む)のことをいう。

「スクリーニング」とは、ジェトロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェトロ案件形成調査の次の段階で行う環境アセスメントのスコーピングの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に行われるために必要、と現時点で想定される調査項目を選定することをいう。

第 部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1)環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面(いわゆるトリプルボトムライン)を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるという見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任(CSR)が強く問われるという、時代の要請がある²。

公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、一方で自らが事業主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行うことで組織としての社会的価値を高めることに加えて、民間企業による環境社会配慮、さらには CSR 活動を支援することで、持続可能な社会の実現に寄与することである。

(2)情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション

一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業の CSR 活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。

2.事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

ジェトロはその貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、環境や社会に対し事業主体として種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロはこのような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令(慣習法や慣習的権利を含む)や国際規範(各種の国際的な協定や条約等)、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例(グッドプラクティス)等を踏まえながら、その事業を企画、実施していく。

具体的には別表のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進(Outbound)」、「我が国中小企業等の海外進出支援(Outbound)」、「開発途上国との貿易取引の拡大等(Inbound)」、「対日投資の促進(Inbound)」の 4 つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。

² 別紙 1、「解説:企業の社会的責任(CSR) 背景と基本的考え方」を参照。

3.企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

(1)環境社会配慮に関する情報の提供と助言

ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(各種の国際的な協定、条約等)、そして各種の実践事例³等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業の CSR 活動、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関の CSR 活動、環境社会配慮の支援にも努める。

さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、税制や最低賃金等、 進出先における経営面での制度情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れ られるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。

(2)サプライチェーンへの配慮

開発途上国の産業育成、特に貿易や投資を通じて地域の開発、成長を支援するというジェトロの事業では、現地の製品の日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大を図るため、現地の産品を発掘し、これを日本の市場に合うようにどのように改善すれば良いかを指導するマーケティングの支援を実施している。このような事業においては、例えばその製品の原料や部材の調達段階で生じ得る環境社会上の問題とこれへの対処にも注意を向ける必要がある。また、近年多くの企業によって採用されるようになったサプライチェーン・マネジメントについては、現地調達先に関する適切な情報を提供することで、日系企業の環境社会配慮を支援する。

(3)実践事例の普及・啓蒙

CSR 活動とは、具体的には別紙「解説:企業の社会的責任(CSR) 背景と基本的考え方」に示されているように、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、社会的弱者への配慮、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらにメセナ活動やフィランソロフィー等、と多岐に及ぶものである。ジェトロはその業務を通じ、企業が取り組む様々な CSR 活動に協力し、支援していくが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓蒙に取り組んでいく。

³ 参考資料、「環境社会配慮・CSR に係る実践事例」を参照。

<貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約等の例>

Outbound		Inbound						
我が国中小企業 等の輸出促進	我が国中小企業等 の海外進出支援	開発途上国との貿 易取引の拡大等	対日投資の促進	想定されるリスク	国際的な条約、枠組み等			
				有害化学物質や農薬を含む製品の輸出人	国連グロー バルコンパ クト、 OECD多国 籍企業ガイ ドライン	ロッテルダム条約、ストックホルム 条約、IFCパフォーマンス基準、 EU-RoHS指令、EU-REACH規則		
				有害廃棄物の輸出入		バーゼル条約		
				製品使用後の有害廃棄物発生		IFCパフォーマンス基準、EU- WEEE指令		
				事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等 の排出	・IFCパフォー マンス基準	国連グロー バルコン パクト、 OECD多 国籍企業 ガイドライ ン	ストックホルム条約、 ウィーン条約、モント リオール議定書、京 都議定書、ロンドン 条約	
				危険・有害物質の使用				
				強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体 交渉権、最低賃金 など地元法律・国際基準 によって認められた労働者の権利不履行			多国籍企業及び社 会政策に関する原 則の三者宣言(ILO)	
				雇用における差別				
				危険、非衛生的な職場での雇用				
				事業所、工場建設に当たっての環境社会影響 評価の未実施				
				用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生		国連グローバルコンパクト		
				地域住民との自然資源利用の競合				
				災害や事故、緊急時の対応の不徹底				
				森林不法伐採、動植物の生育環境破壊、 貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の移 入		生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約		
				汚職・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受など		国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、OECD外国公務員贈賄防止条約 コルタヘナ議定書		
				バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性 の点で議論がある ような技術、製品の流入	カルタヘナ議!			
				市民に対する環境情報の非開示、意思決定過 程への不参加等	オーフス条約			

(別紙1)

解説:企業の社会的責任(CSR) 背景と基本的考え方

1. 企業が CSR を重視する背景

企業の社会的責任(CSR)の重要性が強調される背景としては、次の諸点が指摘できる。まず、1990年代以降急速に進行したグローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力などを調達し、世界全体でその製品を販売する多くの世界企業(多国籍企業)を生み出しているが、これらの企業の行動が社会や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。そして、巨大な世界企業の多くが自らのブランドを賭けて幅広く CSR 活動に注力し始めているのも、このような社会の流れの中、経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムラインを総合的に捉え経営を行うことで、これを企業の社会的価値ひいては長期的競争力の向上に結び付けるという立場からの企業戦略である。一方、例えば欧州委員会および EU 加盟各国政府においては、財政上の制約もあり、域内あるいは国内の大企業に対し、法令遵守を超えた社会的貢献を求める動きが顕著になってきている。ジェトロが、自らの業務について CSR の考え方も踏まえて環境社会配慮を行うのは、このような企業を取り巻く環境の変化に沿うためである。

2.CSR の基本的考え方

経済産業省(2004 年)によれば、一般に CSR の基本的考え方は、次の 6 点に整理できる。 CSR は消費者、従業員、投資家、地域住民など様々なステークホルダーとの交流の中で 実現される。 CSR は企業外とのコミュニケーションに留まらず、企業内における組織体制 の構築なども含まれる。 法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。 CSR は、これに加え、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境 改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロフィー等、様々な活動に及ぶ。 CSR は国や地域の価値観、文化、経済、社会事情によって多様である。したがって、我が国には我が国のステークホルダーが求める CSR があり、地域には地域のステークホルダーが求める CSR がある。さらに海外にはその地域のステークホルダーが求める CSR がある。さらに海外にはその地域のステークホルダーが求める CSR がある。このように、CSR の内容、取り組みは 広範囲に及び、事業に密接に関係することから、企業の自主的・戦略的取り組みが重要である。 CSR の信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報開示と説明責任、ステークホルダーとの対話である。(経済産業省(2004 年)「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会 中間報告書」)

第 部 案件形成調査事業における環境社会配慮(案)

1. 基本的な考え方

(1)前提

- ・第 部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託している「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」の案件形成調査(以下「ジェトロ調査」という)事業を対象とする。
- ・ジェトロ調査は、あくまでも案件発掘段階という意思決定の最も早い段階において 実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の 段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェトロ調査段階における 環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階に進めるべき かを評価する1つの材料を提供すると共に、次の段階に進む場合にはその段階で 行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを 行い、その結果を報告書に明確に記述することである。
- ・ ジェトロ調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェトロによるその確認を適切に確保することである。

(2)基本方針

ジェトロ調査は、円借款供与の可能性がある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、国際協力機構(JICA)/国際協力銀行(JBIC)等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェトロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力体制等において JICA/JBIC 等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。

1)調査の実施手続き等について

スクリーニング

調査案件の対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

情報公開

ジェトロは、調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件ごとに明示する。

⁴ これら3事業の名称は平成19年度のもの。これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う。

ジェトロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文·英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。

フォローアップ

ジェトロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。

2)調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

ジェトロ調査は次の段階でフィージビリティ調査(計画段階の環境アセスメントを含む)などを想定している。従って、ジェトロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスコーピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第 部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

3)調査における配慮事項

他の選択肢との比較検討

調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

ステークホルダーからの情報収集等

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。

(3)ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

- ・ジェトロは、本ガイドラインを通じて各調査に求められる環境社会配慮の内容を公 募提案要領の中で明らかにし、環境社会配慮面についてはそれを踏まえて調査 案件採択のための審査を行う。
- ・ジェトロは、本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求める。
- ・ジェトロは、各案件形成調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け 取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をと る。
- ・ジェトロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度 以降のジェトロ調査事業に関して専門的な立場からアドバイスを求める。

2.調査の手続き及び方法

(1) 審查·採択段階

・調査の提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施される場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と 共にジェトロ担当部(以下「担当部」という)に提出する。「申請書(個別案件票)に

おける環境社会配慮に関する項目についての記述要領」に関しては本ガイドライン別紙2を参照。

- ・担当部は、提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所から情報収集を行う。
- ・担当部は、上記検討結果を環境社会配慮審査役に提出し、同審査役による審査 を受ける。
- ・ジェトロは、採択候補案件について、環境社会配慮の専門家を含む外部有識者 による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ・ジェトロは、採択案件の公示に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を 案件毎に明示する。

(2) 契約段階

- ・担当部は、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境 社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。
- ・担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙3「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認した上で、案件の委託契約を締結する。
- ・環境社会配慮審査役は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含ん だものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(3)調査実施段階

- ・環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず 相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認、 この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙3に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。
- ・上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている国際協力機構「JICA環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「 . スクリーニング用フォーム」並びに「 . 環境チェックリストー覧表」を参考とする。
- ・調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査 を実施する。

- ・調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。
- ・調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、プロジェクトを 実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる 他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述す る。
- ・調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を 記述する。
- ・担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該 案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 調査報告書の精査段階

- ・担当部は、提出された報告書の精査段階において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(5)調査報告書の公開

- ・原則として、和文・英文の報告書を国会図書館及びジェトロビジネスライブラリー に配架する。
- ・原則として、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

以上

(別紙2)

申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領(案)

調査の提案者は、申請書の提出にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。

. 地球環境・プラント活性化事業等調査及び開発途上国民活事業環境整備支援事業 実現可能性調査

1. プロジェクト及び調査概要

(1) プロジェクト提案に至る背景・問題

本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。

(2)調査概要·調査項目

本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。

(3)既存調査の有無

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

2.環境社会に関する側面の検討

(1)環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「、スクリーニング用フォーム」並びに「、環境チェックリストー覧表」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

(2)環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること(公募提案要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照)。

. 石油資源開発等支援調査

1.調査の概要

本項目には、 調査の目的、 調査の内容(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)、 調査結果の活用予定、の3点を踏まえた調査の概要を、提案企業の現時点での取組状況について触れながら、簡潔に記述すること。

2.事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項

(1)環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「、スクリーニング用フォーム」並びに「、環境チェックリストー覧表」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

(2)環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合にはその内容・理由等について記述すること。

3. 把握している関連調査結果

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

以上

調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領(案)

調査の実施者は、調査報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。

- .地球環境・プラント活性化事業等調査及び開発途上国民活事業環境整備支援事業 実現可能性調査
- 1. プロジェクトの背景・必要性等

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1)プロジェクトの実施に伴う環境改善効果

本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析(分析手法を明記)について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2)プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「、スクリーニング用フォーム」並びに「、環境チェックリストー覧表」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(3)相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要となる相手国の EIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査の次の段階で EIA を行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が

必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

(4)プロジェクトの実現のために当該国(実施機関その他関連機関)が成すべき事柄本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。

. 石油資源開発等支援調査

1.提案内容(マスタープランの場合は提案追加プロジェクト/プロジェクト概念設計の場合はプロジェクトの背景と必要性等)

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1)国際協力機関のガイドラインを踏まえたプロジェクト実施に関する環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「.スクリーニング用フォーム」並びに「.環境チェックリストー覧表」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述すること。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2)相手国の環境社会配慮関連法規の概要

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。

また、プロジェクトの実施に必要となる相手国の EIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査実施後に EIA を行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

環境社会配慮・CSR 活動に係る実践事例

持続可能な社会づくりに向けて世界で取り組まれている実践事例(グッドプラクティス)とりわけ民間企業や非営利組織による自主的な取り組みは、近年急速な増加を見せている。ここで紹介するのはその代表的事例の一部である。

1. 電子機器業界行動規範(Electronic Industry Code of Conduct)の制定

電子機器業界行動規範は、当初世界的なコンピューター・メーカーである IBM、Dell、HP (いずれも米国)、そして EMS(Electronic Manufacturing Services)大手の Celestica(カナダ)、Flextronics(シンガポール)、Sanmina(米国)等によって、2004 年に作成された。現在では日本のソニーや中国の lenovo もこの行動規範を採用している。電子機器産業は、世界各地に部品、部材の調達先があるため、世界中の政府や顧客によって示される多種多様な社会的責任と環境基準を満たすことを求められている。このような責任や基準における不一致は、基準の遵守および遵守状況の検査を複雑なものとする。この行動規範は業界としてその社会的責任を統一のものとすることで、世界的な電子機器のサプライチェーンの効率性を共に分かち合おうとするものである。本規範は電子機器産業サプライチェーンの労働環境が安全で、従業員が尊敬と尊厳を以って扱われ、製造過程で環境配慮が適切に実施されることが保証されるよう、その基準の大枠を定めている。本規範はまた、社会的責任、環境的責任を先進的なものとするため、法令遵守を超えて、国際的に認められた基準に依拠することを奨励している。

(http://www.eicc.info/index.html)

2. グリーン調達調査の国際標準(JIG)および製品含有化学物質管理ガイドラインの発行 日本の主要な電機・電子機器メーカーおよび部品・材料メーカーが参加しているグリーン 調達調査共通化協議会(Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative: JGPSSI)では、企業間における部品や材料に含まれる化学物質の調査作業の効率化を目 的として、「調査対象化学物質の種類」と「調査回答フォーマット」の共通化に、2001 年 1 月 の発足以来、取り組んできた。そして、米国電子工業会(Electronic Industries Alliance: EIA) および欧州情報通信技術製造者協会 (European Information and Communication Technology Industry Association: EICTA) と連携し、2005年5月製品材料・部品の化学物質 含有量の報告(データ開示)に関する初の国際標準を発行した。標準の名称は Joint Industry Guide for Material Composition Declaration for Electronic Products (JIG)である。 このような標準化の動きは、特定の化学物質の使用を制限しようとする国際的な環境規制 の動き、例えば「特定有害物質の使用制限に関する EU 指令(RoHS 指令、2006 年 7 月発 効)」、を背景としたものである。JIG に基づいたグリーン調達調査は、日本では 2006 年 2 月から JGPSSI によってその運用が開始されている。 JGPSSI はさらに、2005 年 9 月、グリ ーン調達の調査、回答内容の信頼性を高めるため、企業の製品含有化学物質管理の指針 として、「製品含有化学物質管理ガイドライン」を発行している。

(http://www.jgpssi.jp/)

3. 化学産業界が取り組むレスポンシブル・ケア

レスポンシブル・ケアは「製品すべてのライフサイクルにおいて、健康、安全、環境に配慮することを経営方針のもとで公約し、自主的に環境安全対策の実行、改善をはかっていく」という化学産業の自主管理活動である。1985年にカナダで始まったこの活動の社会的背景としては、市場に提供される化学物質や製品の量、用途が拡大したこと、環境安全に関する社会の人々の関心が多様化したこと、生産者、取り扱い者、利用者の範囲が拡大したこと、等の諸点が指摘されている。アジェンダ21でも奨励されたこの活動は、2005年4月現在、世界52カ国の化学産業界で展開されている。日本では1995年設立の日本レスポンシブル・ケア協議会(Japan Responsible Care Council)を中心とする普及活動によって、2006年4月現在、加盟企業103社へと広がりをみせている。レスポンシブル・ケア活動の基本は次の6本柱とされている。

- ・ 環境保全
- · 保安防災
- · 労働安全衛生
- · 化学品·製品安全
- ・ 物流安全
- ・ コミュニケーション(成果の公表・社会との対話)

(http://www.nikkakyo.org/upload_files/rc/responsiblecare.html)

4. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための認証制度とその普及

国連食糧農業機関(FAO)の報告によれば、2000 年から 2005 年にかけての世界の天然 林の消失面積は年間 1,300 万ヘクタール(日本国土の約3分の1)という急激なものとなっ ている。世界の森林問題を解決するためには、保護区作りのみならず、森林の質を維持・ 向上させながらの資源供給のための適切な森林管理の実現が求められている。そして、独 立した第 3 者機関が、森林管理をある基準に照らし、それを満たしているかどうかを評価・ 認証していく制度を森林認証制度と言う。 1993 年 10 月に 25 カ国 130 人の代表者によって 非営利の国際会員制組織として設立された FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協 議会)は、森林管理に関連した基準を作成し、林産物のラベリング制度を開発した、先駆的 団体である。FSC 認証には大き〈2つの形態がある。森林管理の認証(Forest Management <FM>認証)は、管理されている森林、林地に適用される。そして、生産・加工・流通過程の 管理の認証(Chain of Custody <CoC> 認証)は、認証された林産物を通じその林産物の加 工過程の経路が追跡できること、完成した林産物が FM 認証森林、その他 FSC の定める基 準を満たしたものから来たものであることを保証している。「FSCの原則と規準(国際基準)」 は10の原則から成っている(法律とFSCの原則の遵守、保有権、使用権および責務、 先住民の権利、 地域社会との関係と労働者の権利、 森林のもたらす便益、 への影響、 管理計画、 モニタリングと評価、 保護価値の高い森林の保存、 植林)。 FSC は認証機関を認定し、この認証機関が森林管理あるいは製品の認証を行う。このよう な FSC の枠組みに基づいた FM 認証は、2007 年 9 月時点で、世界 76 カ国、887 カ所、認 証面積 90,870,769ha、日本に限れば 23 ヵ所、認証面積 276,492ha となっている。

CoC 認証は、全世界で 6,980 件であり、そのうち日本が 503 件を占めている。日本は英国、 米国に次いで3番目の実績を上げている。アジアでは中国(352件)、ベトナム(139件)が続いている。個別の日本企業では、例えばエプソングループが 2007 年 6 月カラリオプリンタ用純正用紙について CoC 認証を取得している。なお、2006 年 2 月には、林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を発表している。

(http://www.forsta.or.jp/index.htm)

(http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidoraintop.htm)

(http://www.epson.jp/osirase/2007/070605_2.htm)

5. 適正農業規範(Good Agricultural Practice: GAP(ジー・エー・ピー))の策定と普及

ヨーロッパを中心に普及が進んでいる Good Agricultural Practice(GAP)とは、農産物の 生産段階において、病原微生物や汚染物質、異物混入等のリスクを最小限に抑え、食品 の安全性を確保することを目的として、農業生産の作業工程ごとに想定されるリスク要因と その対応策を示す手引きであり、この手引きを実践する取り組みのことを指す。日本の農 林水産省はこれを農業生産工程管理手法と捉え、「21世紀新農政2007」に基づきその普及 を進めている。GAP の英語の言葉の意味をそのまま取れば「良い農業のやり方」あるいは 「良い農業の実践」であるが、日本では通常「適正農業規範」と呼んでいる。ヨーロッパにお いては、ヨーロッパ小売業農産物特別調査委員会(the Euro-Retailers Produce Working Group: EUREP) に属する小売業者の発案で、1997年に EUREPGAP がスタートしている。英 国の小売業者が大陸ヨーロッパのスーパーマーケットと共にこの活動の推進力となった。こ の動きは生産物の安全性、環境上の、そして労働面での基準や規範への消費者の関心の 高まりに反応したもので、しばしば相互に非常に異なっている基準や規範を統一することを 決めている。共通の認証基準の開発は農業生産者の関心事でもあった。農業生産者は毎 年異なった基準を押し付けてくる多種多様な監査に耐えねばならなかったからであり、この ような事情を踏まえ、EUREP は適正農業規範(GAP)の開発のために基準と手続きを統一 化する作業を開始した。この作業は、統合作物管理(Integrated Crop Management)の重要 性強調し、働く者の福利厚生に対する責任ある取り組みを含むものである。 その後の 10 年 で世界中の農業生産者や小売業者が参加することで EUREPGAP は世界的な重要性を獲 得するに至った。そして、2007年9月 EUREPGAP はその名称をGLOBALGAP に変更した。 また、2007 年 8 月 10 日には、NPO 法人日本 GAP 協会が開発した JGAP が EUREPGAP との同等性認証を獲得している。EUREPGAP(あるいは GLOBALGAP)との同等性認証を 獲得した適性農業規範としては、他に ChileGAP、ChinaGAP、KenyaGAP、ThaiGAP がある。 日本の個別企業では、イオン(AEON)が熱心に取り組んでおり、GLOBALGAP の部門別委 員会(Sector Committees)にも代表を出している。

(http://www.globalgap.org)

(http://jgai.jp)

(http://www.maff.go.jp/syohi anzen/gap/index.htm)

6. 海洋管理協議会(Marine Stewardship Council: MSC)の漁業認証

世界的に水産物の消費は伸び続けている。欧米では健康志向の高まり、BSE、鳥インフ ルエンザによる食肉不安を背景に、水産物への需要のシフトが生じている。中国では経済 発展に伴い沿海部富裕層を中心に水産物への需要が急増し、流通網の整備が進んだこと で、内陸部でも消費が増加している。世界的に水産物需要が増大する一方で、海洋水産資 源はその多くについて限界に近付いていると指摘されている。国連食糧農業機関(FAO)の 報告によれば、水産資源の半分で資源量の上限での利用であり、4 分の 1 が過剰利用で 枯渇の恐れがある。このように水産資源の減少と枯渇が問題となる中、水産資源の将来に わたる持続可能な利用に向け 1997 年英国で設立されたのが海洋管理協議会(MSC)であ る。MSC は、FAO の「責任ある漁業のための行為規範」に基づいて、「MSC 持続可能な漁 業のための原則と規準」を定めた。MSCの原則は次の3点である。 過剰な漁獲を行わず、 資源を枯渇させない。資源が枯渇している場合は、回復できる場合のみ漁業を行う。 場となる海の生態系やその多様性、生産力を維持できる形で漁業を行う。 国際的な、あ るいは国内、地域的なルールに則した漁業を行い、持続可能な資源利用ができる制度や 社会的な体制をつくる。この「MSC 持続可能な漁業のための原則と規準」に基づいて、漁業 者そして流通・加工業者を MSC が認定した第3者の認証機関が審査・認証し(漁業者に対 しては漁業認証、流通・加工業者の場合は CoC 認証)、その水産物には MSC の認証マー ク(海のエコラベル)が与えられる。2006年末現在で、世界の21の漁業がMSC認証を受け ており、450以上の水産物が海のエコラベルを付けて販売されている。日本では現在、京都 の底曳網漁業(ズワイガニ、アカカレイ)の審査が進められている。また、イオンや西友の店 舗で海のエコラベル製品が購入可能である。

(http://www.msc.org/)

(http://www.aeon.jp/kodawari/osakana/index.html)

以上